

あおぎん「借換無担保住宅ローン<ジャックス保証>」

平成 26 年 10 月 1 日以降適用中

1. 商品名	あおぎん「借換無担保住宅ローン<ジャックス保証>」
2. ご利用いただける方	<p>次のいずれも満たすお客さま</p> <p>① お申込時およびお借入時年齢が満 20 歳以上満 65 歳以下で、完済時満 75 歳以下の個人の方。 「地銀協 3 大疾病保障特約付団体信用生命保険」（以下、「地銀協 3 大疾病団信」といいます）の場合は、満 20 歳以上満 50 歳以下となります。 「地銀協団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険」（以下、「地銀協ライフサポート団信」といいます）の場合は、満 20 歳以上満 50 歳以下となります。 「MS A がん診断保険金特約、リビング・ニーズ特約付き団体信用生命保険」（以下、「がん団信」といいます）の場合は、満 20 歳以上満 50 歳以下となります。 「MS A 加入条件緩和割増保険料適用特約、リビング・ニーズ特約付き団体信用生命保険」（以下、「ハートフル団信」といいます）の場合は、満 20 歳以上満 50 歳以下となります。 「地銀協 8 大疾病補償付債務返済支援保険^{*1}」の場合は、満 20 歳以上満 50 歳以下の就業者の方となります（本保険には死亡・高度障害保障は付帯されていないため、「ハートフル団信」および「地銀協ライフサポート団信」以外の団体信用生命保険とセットでご加入いただきます）。</p> <p>② 安定・継続した収入の見込める方。</p> <p>③ 住宅ローンをご利用している方で、返済実績が 5 年以上あり（住宅金融支援機構のステップ償還をご利用している方は 7 年以上、また 2 度目の借換の場合は前回・前々回合わせて通算 7 年以上）、かつ直近 6 ヶ月以内に延滞の無い方。</p> <p>④ 有担保リフォームローンをご利用している方で、返済実績が 5 年以上あり、かつ直近 6 ヶ月以内に延滞の無い方。</p> <p>⑤ 無担保リフォームローンをご利用している方で、直近 6 ヶ月以内に延滞の無い方。</p> <p>⑥ 原則、団体信用生命保険^{*2}にご加入できる方。</p> <p>⑦ 保証会社の保証が受けられる方。</p>
3. お使いみち	<p>① 住宅金融支援機構、公的住宅ローンおよび他行有担保住宅ローンの借換資金 ※無担保住宅ローンは対象外となります。</p> <p>② 住宅金融支援機構、公的住宅ローンの特別加算額の借換資金</p> <p>③ 国家公務員共済組合、地方公務員共済連合会傘下の共済組合および私立学校教職員共済組合の住宅資金の借換資金</p> <p>④ 他行有担保および無担保リフォームローンの借換資金</p> <p>⑤ 上記①～④に係る諸費用（経過利息、抵当権抹消費用、完済手数料）</p> <p>⑥ 上記①～④と同時に行う新規のリフォーム資金全般</p>
4. ご融資形態	証書貸付
5. ご融資金額	<p>50 万円以上 2,000 万円以内（1 万円単位） ただし、お使いみちに「他行無担保リフォームローンの借換資金」を含む場合は、1,500 万円以内となります。 自営業者の方は 1,000 万円以内となります。</p>
6. ご融資期間	<p>6 ヶ月以上 20 年以内（1 ヶ月単位） ただし、借換対象ローンの残存償還期間に 3 年を加算した期間を上限とします。 ただし、お使いみちに「他行無担保リフォームローンの借換資金」を含む場合は、残存償還期間を上限とします。</p>
7. ご融資金利	<p>【変動金利型】 当行長期プライムレートを基準として、基準金利が変動する都度、ご融資適用利率が変動します。適用利率変動の際は、当行からお客さまへ事前に連絡します。</p> <p>【固定金利型】 完済までご契約時の利率から変動しません。</p>

	ご契約後におきましては、ご契約時にお選びいただいた金利種類（変動金利型・固定金利型）の変更はできません。
8. ご返済方法	① お借入月または翌月任意の日より、以降その応答日に元利均等毎月返済 ^{※3} に基づき返済用口座から自動振替にて決済させていただきます。 ② お借入金額の50%以内で、ボーナス返済併用も可能です。ただし、返済は6ヵ月毎の上記①記載の応答日になります。 ③ 繰上げ償還は一部繰上げ、全額繰上とも可能です。
9. 担保	不要です。
10. 保証人	原則不要です。株式会社ジャックスが保証いたします。 ただし、下記の場合は保証会社あての保証人が必要となります。 ① 借換の対象となる住宅ローン・リフォームローンの連帯債務者の方 ② 借換の対象となる物件（土地・建物）の共有者の方 ③ 団体信用生命保険にご加入できない場合 ④ 保証会社が必要と判断した場合
11. 保証料	金利に含まれますので、別途お支払いいただく必要はございません。
12. 手数料	不要です。
13. ご返済試算額	窓口にお申し出いただければ試算いたします。
14. 金利情報の入手	現在の適用金利については、窓口にお問い合わせください。

※1 地銀協 8 大疾病補償付債務返済支援保険

一般社団法人全国地方銀行協会が保険契約者で、借主を被保険者とした損害保険です。

借主が「病気・ケガ」による就業不能状態が31日以上継続した場合に、毎月のローン返済額を保険金として最長12ヵ月お支払いいたします（月額返済補償）。保険金受取人は借主となります。

また、借主が「8大疾病」を原因とした前述の月額返済補償が12ヵ月継続した場合には、住宅ローン残債額（利息・延滞損害金含む）の保険金をお支払いし、住宅ローンを完済します（残債一括補償）。保険金受取人は当行となります。

ただし、本保険は死亡・高度障害保障が付帯されておりませんので、団体信用生命保険（下記※2③の「地銀協ライフサポート団信」および下記※2⑤の「ハートフル団信」を除きます）とセットでご加入いただきます。また、本保険のご加入につきましては、お客さまの任意となります。

なお、金利につきましては、店頭金利+各種団体信用生命保険の上乗せ金利+0.2%の金利が適用されます。

※2 団体信用生命保険・・・下記①～⑤からご選択いただけます。

① 地銀協団体信用生命保険

一般社団法人全国地方銀行協会が保険契約者で、当行が保険受取人となり、借主を被保険者とした団体信用生命保険です。借主が死亡または高度障害の場合には、当該保険金をもって借入金に充当します。また、本保険料は全額当行が負担します。

② 地銀協 3 大疾病保障特約付団体信用生命保険（地銀協 3 大疾病団信）

一般社団法人全国地方銀行協会が保険契約者で、当行が保険受取人となり、借主を被保険者とした団体信用生命保険です。借主が死亡または高度障害の場合に、当該保険金をもって借入金に充当します。また、3大疾病保障特約（がん保障・急性心筋梗塞保障・脳卒中保障）が合わせて付保されます。症状

によっては保険の対象とならない場合もございますので、保険内容等、詳細につきましてはお近くのあおぎん窓口にご相談ください。なお、店頭金利+0.2%の金利が適用になります。

③ 地銀協団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険（地銀協ライフサポート団信）

一般社団法人全国地方銀行協会が保険契約者で、当行が保険受取人となり、借主を被保険者とした団体信用生命保険です。

本団信につきましては、上記②の「地銀協3大疾病保障特約付団体信用生命保険」と「団体信用就業不能保障保険」を合わせた保障内容となります。

借主が死亡または高度障害の場合に、当該保険金をもって借入金に充当します。また、3大疾病保障特約（がん保障・急性心筋梗塞保障・脳卒中保障）が合わせて付保されます。さらに、病気やケガによる就業不能状態が3ヵ月を超えて継続した場合に、毎月の住宅ローン返済額相当額の保険金を最長9ヵ月間お支払いするとともに、就業不能状態が12ヵ月を超えて継続した場合には、当該保険金をもって借入金に充当します。症状によっては保険の対象とならない場合もございますので、保険内容等、詳細につきましてはお近くのあおぎん窓口にご相談ください。

なお、店頭金利+0.3%の金利が適用になります。

④ MSAがん診断保険金特約、リビング・ニーズ特約付き団体信用生命保険（がん団信）

当行が保険契約者、保険受取人となり、借主を被保険者とした団体信用生命保険です。借主が死亡または高度障害の場合、および生まれて初めて「がん」と診断確定した場合には、当該保険金をもって借入金に充当します。また、保険期間中に被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、死亡保険金額と同額の特約保険金が支払われます（リビング・ニーズ特約）。症状によっては保険の対象とならない場合もございますので、保険内容等、詳細につきましてはお近くのあおぎん窓口にご相談ください。なお、店頭金利+0.1%の金利が適用になります。

⑤ MSA加入条件緩和割増保険料適用特約、リビング・ニーズ特約付き団体信用生命保険（ハートフル団信）

当行が保険契約者、保険受取人となり、借主を被保険者とした団体信用生命保険です。従来の団信に比べ団信の加入条件を緩和する特約を付加しており、健康上の理由で従来の団信にご加入できない方にご検討をお勧めする団信になります。この特約付加により加入条件が緩和されますが、保障範囲は死亡・高度障害に限定されます（借主が死亡または高度障害の場合には、当該保険金をもって借入金に充当します）。また、ご加入の際には保険会社による事前査定が必須となり、事前査定の結果、本団信にご加入頂けない場合がございますのでご了承下さい。また、保険期間中に被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、死亡保険金額と同額の特約保険金が支払われます（リビング・ニーズ特約）。なお、店頭金利+0.3%の金利が適用になります。

※3 元利均等毎月返済・・・ご返済の初回から最終返済時まで、毎月のお支払い金額（元金返済部分+利息支払部分）が一定となるように計算されている返済方式です。